

平成30年1月29日

平安建設株式会社  
代表取締役 小山 芳樹 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成29年5月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友桂店

京都市西京区山田大吉見町11-13

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

北西駐車場の解約に伴い、利用客の入退店経路が変わることから、引き続き、交通整理員により適切な誘導を行うことが望まれます。

また、利用客以外（一般利用者）の利用状況によっては、収容台数が不足する恐れがあることから、変更後、実地調査等により駐車場の利用実態を確認し、不足する場合は速やかに必要な台数を確保するなど、適切に対応することが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の近隣商業地域及び第一種低層住居専用地域に立地している。

周辺の状況は、北側は病院，東側は警察署，西側は国道9号線を隔てて店舗及び共同住宅，南側は低層住宅が立地している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会では、出席者がいなかったため、説明は行われなかった。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更は、隔地の駐車場である北西駐車場の解約による駐車場の位置及び収容台数並びに駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更である。また、駐車場を共用している隣接の飲食店による利用実態を考慮し、南西駐車場についても届出台数を減少させている。

駐車場の収容台数の変更（減少）については、利用実績及び予測によれば、減少後の収容台数でもピーク時の利用客の滞留台数を上回る台数を確保している。また、駐車場の位置並びに出入口の数及び位置の変更については、北西駐車場の利用客の実績を踏まえると影響は軽微であり、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

しかしながら、北西駐車場の解約に伴い、利用客の入退店経路が変わることから、引き続き、交通整理員により適切な誘導を行うことが望まれる。

また、利用客以外（一般利用者）の利用状況によっては、収容台数が不足する恐れがあることから、変更後、実地調査等により駐車場の利用実態を確認し、不足する場合は速やかに必要な台数を確保するなど、適切に対応することが望まれる。